

現場代理人等の適正配置について

配置の基本

現場代理人及び主任（監理）技術者はおのこの配置することが原則です。ただし、同一の人物がこれを兼ねることができます。



現場代理人



兼任可



主任技術者

OR



監理技術者

なお、低入札価格調査を受け契約を締結した建設工事については同一の人物がこれを兼ねることはできません。

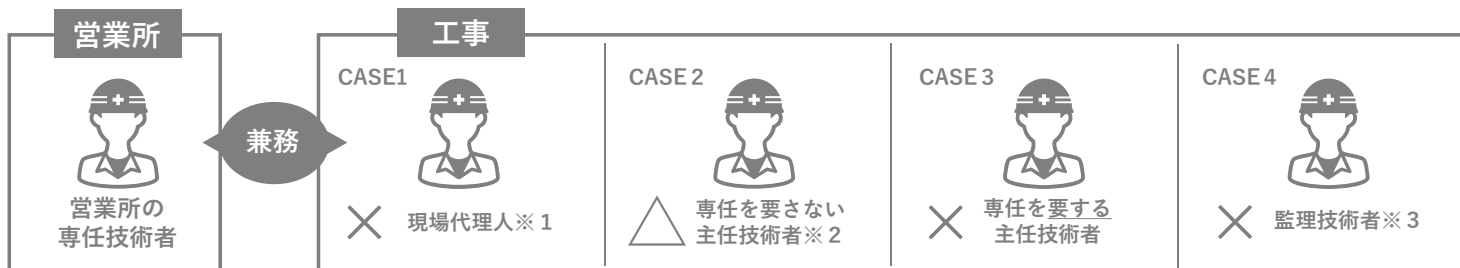
現場代理人

直接的な雇用関係であること
※詳細については裏面参照

主任（監理）技術者

直接的かつ恒常的な雇用関係であること（入札の公告の日において3ヶ月以上継続して雇用関係にあること）
※詳細については裏面参照

営業所の専任技術者は以下の場合に現場に配置できます。



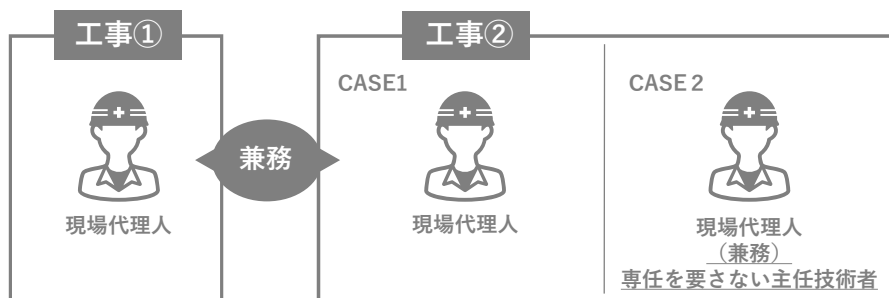
※1 営業所の許可業種のうち、ひとつでも営業所の専任技術者となっている場合は現場代理人になることはできません。

※2 専任を要さない主任技術者の兼務には一定の要件があります。（詳細については裏面参照）

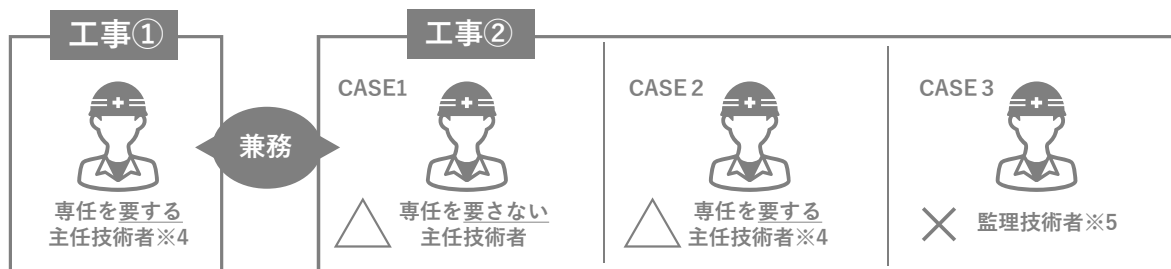
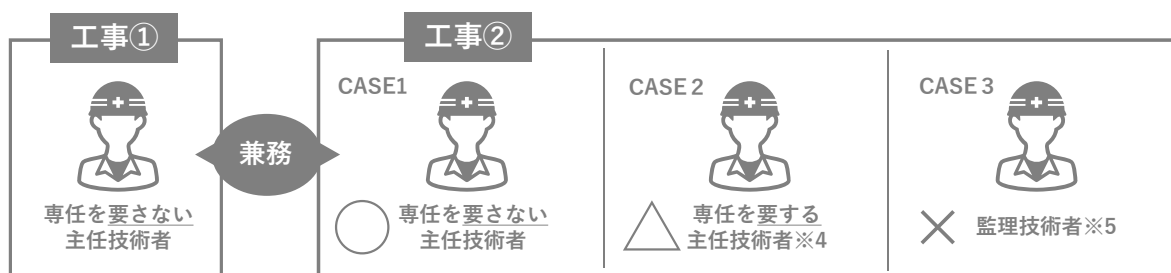
※3 監理技術者は一定の要件を満たす場合には、兼務をすることができます。

現場代理人が兼務できるのは次のとおりです。（2件まで）

条件 予定価格（税込）がいずれも4,000万円未満で、いずれの発注者とも協議し兼務可能と判断され、現場代理人の兼務届が受理された場合



主任（監理）技術者が兼務できるのは次のとおりです。



※4 専任を要する主任技術者の兼務には一定の要件があります。（詳細については裏面参照）

※5 監理技術者は一定の要件を満たす場合には、兼務をすることができます。

(裏面)

【現場代理人】

建設工事請負契約約款により現場代理人は契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締を行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができることとなっています。このことから、現場代理人には受注者の権限が行使できる正規社員を配置することとなります。

【主任（監理）技術者】

建設業法により主任（監理）技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実にを行うこととなっています。

二-四 監理技術者等の雇用関係

(2) 直接的な雇用関係の考え方

直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証または市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

(3) 恒常的な雇用関係の考え方

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、・・・中略・・・発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日(注)（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。・・・中略・・・雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。

国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル（R2）」より一部抜粋

(注)つくば市においては、入札の公告の日となります。

二-二 監理技術者等の設置

(5) 営業所における専任の技術者と監理技術者等との関係

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている。ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であつて、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができる（平成十五年四月二十一日付、国総建第十八号）。

国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル（R2）」より抜粋

【建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて】

1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

(2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

国土交通省「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（国土建第272号平成26年2月3日）」より抜粋

その他詳細については、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル（R2）」を参照してください。